

# 平成 25 事業年度計画

独立行政法人 航海訓練所

## 独立行政法人航海訓練所平成 25 事業年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成 25 事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化の推進

船員教育機関 15 校（商船系大学 2 校、商船系高等専門学校 5 校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等 8 校、以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練に関する昨年度の検証を踏まえ、継続的な改善を図り、その完成を目指す。

また、内航用練習船と他の練習船との訓練分担を踏まえ、航海訓練業務の合理化及び要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備し、次年度実施に向けた準備を行う。

#### (2) 人材の活用の推進

教育訓練の質の向上とその効率的な実施を図るため、船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に 40 名程度の人事交流を実施する。

また、職員採用について、必要な要員を安定的に確保する観点から、内航海運、外航海運等における船員経験者を含め、これまでに拡大した採用ルートを維持するとともに、引き続き拡大に努める。

#### (3) 業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 25 年度予算（第 3 中期目標期間初年度比 3%減）を抑制する。
- ② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 25 年度予算（第 3 中期目標期間初年度比 1%減）を抑制する。
- ③ (ア) 海事英語訓練を含む訓練の一部について、海運会社、関連団体等の知見を活用して航海訓練業務の充実を図るなど、民間開放を継続して実施する。
- (イ) 社会情况等に応じた航海訓練のあり方に沿った管理部門の簡素化、契

約監視委員会による契約の適正化等を進めることにより、航海訓練業務を効率的に実施する。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 航海訓練の実施

航海訓練及び船内生活を通じて、新人船員に要求される資質、知識及び技能等のシーマンシップが身に付いた人材を育成するとともに、内航や外航海運業界のニーズを踏まえた、安全かつ実践的な航海訓練の強化・充実を図るため、以下の(a)～(j)に掲げる取組を実施する。

### (a) 三級海技士養成

日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施する。

- ① 船舶運航の基礎訓練の充実とともに、船舶運航及び船員に関する管理能力向上のため、実習生に主体性を持たせた当直業務等を通じて、初級船舶職員として必要な技能・知識を習得させる実務訓練を行う。  
また、STCW 条約マニラ改正に基づく国内法令改正に伴い、電子海図情報表示システム (ECDIS) 訓練 (ジェネリック・トレーニング) に関するカリキュラムを改訂し、運用を開始する。
- ② 出入港作業時での指示や英語教本 (海の基礎英語) を用いたリスニング訓練等により、船舶運航における実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を行う。
- ③ SOLAS 条約\*1、ISM コード\*2、ISPS コード\*3 等の国際条約に関する知識を高めるための訓練を行う。

\*1 SOLAS 条約：海上人命安全条約

\*2 ISM コード：国際安全管理コード

\*3 ISPS コード：船舶と港湾施設の国際保安コード

関係機関等との意見交換等を踏まえ、海技者に必要とされる船舶の運航技術・知識等を的確に把握し、習得させるための訓練の実施を検討する。

また、社船実習制度の一層の円滑な実施のため、海運会社との連携を強化し、練習船実習の指導内容の充実を図る。

#### (b) 四級海技士養成

若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、以下の取組を実施する。

- ① (ア) 内航用練習船の就航に先立ち、内航船員養成教育訓練プログラムの見直し結果を実習に反映させ、充実を図るとともに、更に検証を加え、次年度の本格実施を目指す。  
(イ) 内航社船実習の導入を見据え、内航船社と一層の連携強化を図り、双方の役割分担を明確にするとともに、練習船実習の一層の訓練等の充実を図る。
- ② 昨年度作成した指導要領等を踏まえて、単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力の強化を目指した訓練を行う。  
また、STCW 条約マニラ改正に基づく国内法令改正に伴うカリキュラムの改訂とその運用を開始する。
- ③ 内航海運が、国内輸送を担う基幹産業であり、モーダルシフトを担う環境に優しい大量輸送機関として期待されていることを認識させるとともに、日常生活及び単独航海当直実習等の場を用いて、職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる指導を引き続き行う。
- ④ 少人数で高齢化した船員により運航されている内航海運の現状を実習生に認識させ、幅広い年齢層の練習船乗組員を活用することで、就職後の環境順応能力を高めさせる。

#### (c) その他の航海訓練の実施

六級海技士養成について、内航海運業界が要望する養成規模に応えつつ、短期間で航海当直能力を付与・向上させるための訓練を実施する。

#### (d) 実習生の適正な配乗計画

教育機関の乗船実習規模・時期の見直しに伴う船員教育機関等からの受託員数を踏まえて、実習生を適正に配乗する。また、受託員数等の変更に応じて実習生の受入計画及び配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。

#### (e) 訓練の達成目標

以下の訓練に重点を置き、全員の訓練課程の修了を目指す。

- ① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養
- ② 国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得

(f) 運航設備・訓練設備等の整備

- ① 練習船の安全運航の確保、環境保護、国際条約等への対応のため、以下の所要の工事を実施する。
  - ア. 日本丸の大規模修繕の一部
  - イ. 国際条約で新たに義務づけられた船橋当直者警報装置の新設
- ② シミュレータ等訓練機材の仕様について、平成 26 年度の設置を目指してその仕様を固める。さらに、IMO モデルコースの要件を満たすべく、ECDIS 訓練装置の更なる配備の必要性を検討する。
- ③ (ア) 内航用練習船に搭載すべく選定した運航設備、訓練設備・機材等について、その製造検査及び作動検査を行い、就航に備える。
  - (イ) 温室効果ガス削減対策に備え、船舶エネルギー効率マネジメントプラン (SEEMP) を作成する。
- ④ (ア) シミュレータ訓練について、航海訓練の質の向上を図るため、訓練プログラムの充実を図る。
  - また、職員間における訓練手法等の共有化を進め、継続的にインストラクタとしての職員育成を図る。
  - (イ) 船舶運航の安全、環境保護及び船員の資格等に関する国際条約の内容を取り入れた教科参考資料等を改訂し、国家試験（口述試験）を見据えた標準問題集の改訂、整備と併せて本格運用を目指す。

(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化

海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間 20 回程度開催する。また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。

さらに、海運業界及び船員教育機関等との相互の連携強化により、航海訓練の質を向上させるため、船員教育に係る会議等に積極的に参画し、これらにおいて示された海運事業者等のニーズ、求められる船員像、船員教育機関及び海運事業者との役割分担等に関する意見等を航海訓練に反映する。

(h) 実習生による訓練評価等

- ① 実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価を行い、訓練の質の向上及び改善を図る。
- ② QMS (STCW 条約に基づく資質基準制度) マネジメントレビューの改善及び活用を図るため、実習生への質問形式や評価対象及び実施回数を見直し、航海訓練全体及び個別訓練の評価を一層充実させるとともに、効果的な訓練評価の実施を図る。

(i) 職員研修

職務別・階層別に応じた職員研修計画を作成し、内航船における乗船研修等の外部研修及び外部研修を修了した航海訓練所職員が他の職員に対して実施する研修を含め、延べ 110 名以上の職員に対し実施する。また、研修結果を各船で利用可能な教育資料等としてとりまとめ、ポータルサイトに掲載することで、作業あるいは実習前のミーティングなど実習訓練の場に効果的に反映させる。

(j) 安全管理の推進

- ① 安全管理システム (SMS) 及び ISPS による船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の維持・向上を図る。
- ② 自己点検・リスク管理の更なる向上を図り、適正な安全管理を推進するため、以下の取組を実施する。
  - (ア) ヒヤリハット報告について、昨年度導入した「ヒヤリハット報告強化月間」を引き続き設け、得られた分析結果を速やかに各船に周知することで安全意識の向上を図る。
  - (イ) 平成 23 年度に作成・導入した安全教育資料を更に充実させ、職員研修に活用する。
  - (ウ) リスクアセスメントの実施について、具体的な実施基準等を策定し、安全対策を強化する。
  - (エ) 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促進のための協定を継続し、意見交換等から得た情報を練習船の安全管理に活用する。
- ③ 情報通信技術を有効活用した練習船隊支援体制の強化・定着を図るため、緊急事態等を想定した訓練を、練習船と合同で実施し、得られた問題点等について、事業継続計画等の内容の改正等に反映させる。
- ④ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を、関係機関との連携を視野に入れて企画・実施する。
- ⑤ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進活動計画を策定し実行する。

また、カウンセラー育成研修の受講等を継続し、育成したカウンセラーを船内において効果的に活用するための心理相談等の体制整備を図り、実習生及び職員の健康管理及びメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制の充実を図る。

## (2) 研究の実施

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす等、独自研究と船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進し、その研究成果を航海訓練及び船舶運航技術に活用するとともに、組織内グループ研究体制の強化・充実を図る。

また、船員に関する国際条約への対応等の研究課題の取組を推進する。

### (a) 研究件数

期間中、独自研究については 16 件程度、共同研究については 14 件程度を実施する。

### (b) 研究活動の活性化

研究成果について、指標により年度評価として結果を示すとともに、研究成果を航海訓練及び船舶運航技術に活用出来るようにとりまとめ、研究活動を一層活性化する。

船員教育機関及び外部研究機関との研究活動に関する意見交換や学術論文のデータベースの活用により、関連機関との研究交流を一層推進し、研究活動の活性化を図る。

## (3) 社会に対する成果等の普及・活用促進

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。

### (a) 技術移転等の推進に関する業務

- ① (ア) 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10 機関程度から合計 60 名程度の研修員を受け入れる。

海外の船員教育機関からの研修員受入に際して、昨年度構築した研修の進め方を定めた研修ガイドラインを検証し、研修をより効果的かつ効率的に実施するとともに、研修の質の均一化を図る。

- (イ) フィリピン等の開発途上国の船員教育・訓練に携わる教育者を研修員として受け入れ、実船による船員教育実務の知識、技能の向上を図り、開発途上国の船員養成に協力する。

- ② アジア人船員国際共同養成プロジェクト及び承認船員制度に基づくフィリピン・マニラ等における無線講習等、国の施策、海外の政府機関及び

海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。

- ③ 関係委員会、民間団体等からの要請に応じ、専門分野の委員、講師等として延べ19名程度の職員を派遣する。

国際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等への職員の派遣並びに組織または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。

(b) 研究成果等の普及・活用

- ① 研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物(調査研究時報)の発行、ホームページへの情報掲載等により外部に積極的な情報発信を実施する。
- ② 船舶の安全運航、CO<sub>2</sub>削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を外部機関に対し広く開示する。また、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を検討する。
- ③ 6件程度の論文発表及び6件程度の学会発表を行う。

(c) 海事思想普及等の推進

海事産業の次世代人材確保育成等のため、以下の海事広報に関する活動を実施する。

- ① (ア) 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を12回程度実施する。
- (イ) 小中学生等を対象とする学校教育と連携した海や船に親しむ体験型のシップスクール等の活動を33回程度実施する。また、各種イベントに海事広報ブースを出展する活動を実施する。
- ② 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。
- ③ (ア) 新たに立ち上げた通信ネットワークを利用して、ホームページ及びSNS\*を有効活用し、業務運営に関する情報を広く国民に発信する。

\*SNS : Social Networking Service

- (イ) 航海訓練所の業務に係る団体・個人との広報コミュニケーションを、SNS、イベントブース及びシップスクール等と連携しながら推進し、海事分野の人材確保・育成に関する連携に引き続き取り組む。

(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化

以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。

- ① 監査・調査を確実に実施し、相互の連携強化と組織体制の定期的な見直し及び積極的な外部知見の活用を図る。また、業務実績に係るモニタリングを強化し、内部評価委員会の機能をより充実・強化する。
- ② 内部評価委員会の下部組織である業務推進・活性化委員会を活用し、全職員が自己点検・評価の一員であることを自覚させる。また、昨年度から試行している「業務改善提案制度」をより活性化させ、意見・提案等を求めることを推進する。
- ③ 「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、職員研修等により倫理・コンプライアンスに係る教育を計画的に実施する。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

- ① 情報セキュリティポリシーを踏まえ、昨年度にクラウド化した情報通信ネットワークを有効活用した一層の業務運営の情報化・電子化に取り組むとともに、業務の効率化を推進する。
- ② 電子媒体による海事に関する情報提供、証明書の発行手続等を進め、国民へのサービスを円滑に提供する。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

以下により計画的な自己収入の確保を図る。また、自己収入の拡大に向け、引き続き検討を行う。

- ① 船員教育機関との協議のうえ、訓練受託費の段階的引き上げを実施する。  
(平成 25 年度 9,000 円/人・月)
- ② 教科参考資料等の販売を実施する。
- ③ 運航実務研修の研修受託費について、これまでの検討結果を踏まえ、引き上げを実施する。

(2) 予算

区 別	金額 (百万円)
収入	
運営費交付金	5,196
船舶建造費補助金	450
業務収入	219
計	5,865
支出	
業務経費	1,638
船舶建造費	450
一般管理費	189
人件費	3,588
計	5,865

[人件費の見積り]

年度中総額3,013百万円を支出する。

但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額 (百万円)
費用の部	5,457
経常経費	5,457
業務費	4,968
受託経費	0
一般管理費	447
減価償却費	42
収益の部	5,457
経常収益	5,457
運営費交付金収益	5,196
受託収入	0
業務収入	219
資産見返負債戻入	42
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区 別	金額（百万円）
資金支出	5,865
業務活動による支出	5,415
投資活動による支出	450
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	5,865
業務活動による収入	5,415
運営費交付金による収入	5,196
業務収入	219
投資活動による収入	450
船舶建造費補助金による収入	450

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200 百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

次年度に計画する練習船「大成丸（5,887 トン）」の財産処分に関し、その手続きを開始する。

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。

- (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進
- (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設・設備に関する計画

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

建造仕様書に基づき安全に配慮し、建造監督業務の効率化に努めつつ内航用練習船の建造に着手し、進水、完工を目指す。

① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。

施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源
航海訓練所 練習船「大成丸」 の代船	450	独立行政法人 航海訓練所 船舶建造費補助金

(注1) 国の「国庫債務負担行為」により、国からの建造費補助金の交付を3カ年間受けた後に民間から調達した資金を長期間に渡って返済する建造方式による。

(注2) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を追加する等、変更されることもある。

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

(注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。